

◎新潟県告示第237号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。
平成25年2月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 起業者の名称

妙高市

2 事業の種類

新井中央小学校区放課後児童クラブ整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

妙高市関川町2丁目地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

新井中央小学校区放課後児童クラブ整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第23号に該当し、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は本件事業に必要な予算について、本年度予算計上し、来年度以降も予算計上することを確約していることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

妙高市が新井中央小学校区で開設している「わくわく放課後児童クラブ」は、小学校に隣接する公共施設の一室を使用しているが、核家族や共働きの世帯が多い地域であり、クラブを利用する児童も年々増加していることから、施設が手狭となっている。そのため、学習や遊びなどの集団活動に支障が生じているほか、児童の安全確保や保護者の駐車場不足等の課題を抱え、また、厚生労働省が児童クラブの基本的事項を定めた「放課後児童クラブガイドライン」の施設基準を満たさない状況となっている。

本件事業の実施により、厚生労働省が定めたガイドラインをもとに適切な施設環境が確保され、児童の安心で安全な環境の中での健全な集団生活及び児童クラブとしての適正な運営が可能となることで、これまで以上に児童の健全育成が図られるとともに、保護者の子育てと就労の両立支援においても地域住民の受ける利益は大きく、本件事業は公益に資するものであると考えられる。

本件事業は、区画形質を変更せずに施行し周囲に住宅なども少ないため、整備中の騒音はもとより、整備後についても施設の性質上悪臭や騒音等周辺環境へ影響を与える施設ではなく、得られる利益のマイナス要因はきわめて少ないものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業地内は、文化財保護や鳥獣保護等、特別な措置を講ずべき地域の範囲に含まれていないことを妙高市で確認している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益はないものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、児童の健全育成に適した環境で、児童の安全性、保護者の利便性及び冬期の除排雪機能が確保される場所3箇所を選定し比較検討した結果、地理的条件及び交通条件に恵まれ、現行施設や周辺の公共施設に近接している本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、(3)アで述べたように、厚生労働省が定めた「放課後児童クラブガイドライン」の施設基準を満たさない状況となっているほか、保護者の駐車場不足もあり、それらに伴う事故等も心配されること

から、保護者や関係団体から施設環境の早期改善を求める要望が寄せられている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

妙高市役所